確　　約　　書

令和　　年　　月　　日

富士見町長　　殿

設　置　者

住　　　所

氏　　　名

工事施工者

住　　　所

名称及び

氏　　　名

このたび、　　　　　　　　　　　　番地に合併処理浄化槽（処理対象人員　　人）を設置し、その処理水を放流することについて、次の事項を承知し、対に地域住民に問題と迷惑をかけないことを確約いたします。

記

１　建築基準法に定める構造基準を有し、かつ水質汚濁防止法、廃棄物処理及び清掃に関する法律又は、長野県し尿浄化槽及び雑排水浄化槽取扱要領に基づき、設置又は管理し、放流水質及び設置の細部については環境保全条例の指導基準によるものとする。

２　放流水質（保障水質）については、次のとおりとする。

放流水質BOD（生物科学的酸素要求量）日平均、し尿、雑排水を合併処理とし２０mg/L以下とする。

３　年１回以上の放流水の水質検査を実施し、検査表を保管し、提出を求められた場合写しを提出するものとする。

４　設置後は、管理者を選任するとともに、維持管理については、環境省令で定める資格を有する技術管理者に管理委託し、その契約の写しを町へ提出するものとする。

５　浄化槽を設置するにあたり、放流同意書等を添付するものとし、悪臭及び水質汚濁等の苦情が発生した場合、設置者・維持管理者は、責任をもって解決するものとする。

６　公共下水道が、設置された場合は、速やかに公共下水道に接続するものとする。

上記について、確認するとともに今後施設及び維持管理に事故等が発生した場合は、すみやかに使用を停止し責任をもって施設の改善をいたします。